【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長　殿
【提出日】	2025年7月9日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　中谷　友行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
【事務連絡者氏名】	堂島　孝太 連絡場所 東京都千代田区大手町二丁目３番２号
【電話番号】	03-6700-4111
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田外国債券オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限　1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

明治安田外国債券オープン（以下「当ファンド」ということがあります。）
※愛称として「夢実現」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）
②当初の１口当たり元本は、１円（１万口当たり元本金額１万円）です。
③当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

上限　1,000億円

（４）【発行（売出）価格】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。
②取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。
③基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号　：　0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時） ホームページアドレス　：　https://www.myam.co.jp/

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た１口当たりの価額をいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。

（５）【申込手数料】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.65%（税抜1.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、お申込みの販売会社までお問合わせください。

②分配金再投資コース※の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※分配金再投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

（６）【申込単位】

①販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

②当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問合せください。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、１口単位とします。

※販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

（７）【申込期間】

2025年7月10日から2026年1月9日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社については下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 **電話番号　：　0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）** **ホームページアドレス　：　https://www.myam.co.jp/**

※販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。
販売会社につきましては、「（８）申込取扱場所」をご参照下さい。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①申込証拠金
該当事項はありません。
②本邦以外の地域における発行
該当事項はありません。
③決算日
年1回（4月10日。休業日の場合は翌営業日）
④振替受益権について
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①明治安田外国債券オープンは、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。また、世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等に直接投資することがあります。

②当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
		株　　式
単位型	国　　内	債　　券
	海　　外	不動産投信
追加型	内　　外	その他資産（　　）
		資産複合

＜商品分類表（網掛け表示部分）の定義＞

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　公債）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （日本除く） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ	あり （　　） なし

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産（投資信託証券（債券　公債））

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券（親投資信託など）を通じて、主として日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

年１回

目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本除く）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を除く。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：https://www.toushin.or.jp/）で閲覧が可能です。

③信託金の限度額：上限　1,000億円

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

1．FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

※FTSE世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

≪FTSE世界国債インデックス構成国≫（2025年4月末時点）

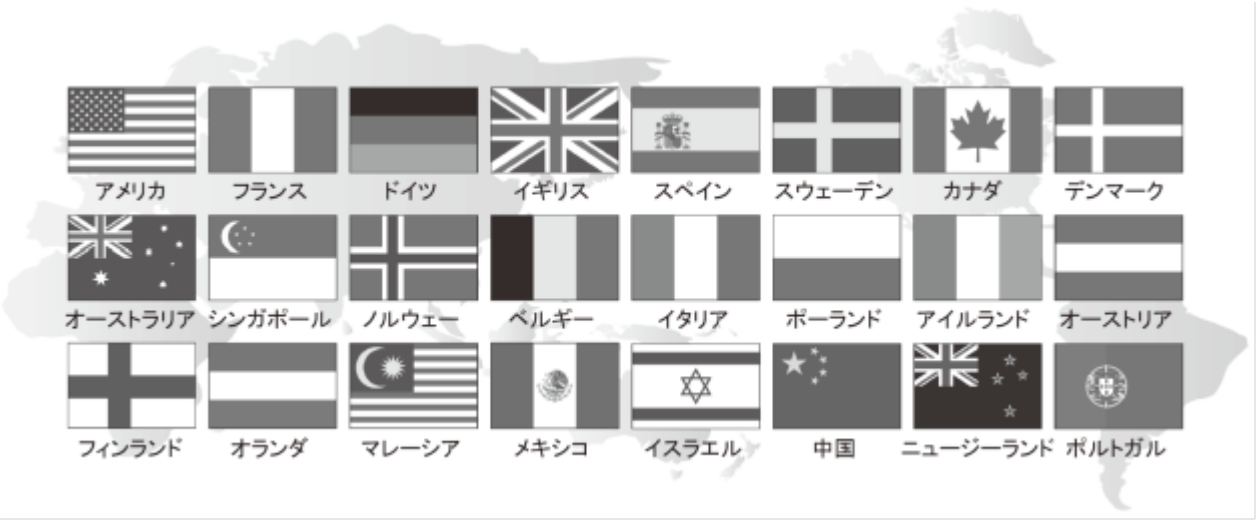

※ファンドはインデックス構成国を主要投資対象国としますが、常に投資対象国すべてに投資するものではありません。

なお、ファンドは、FTSE世界国債インデックス （除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしますが、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、ベンチマークは今後見直す場合があります。

※FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、FTSE Fixed Income LLCが有しています。なお、FTSE Fixed Income LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

2．信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるＡ格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

※格付とは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者(信用格付業者等)が評価した意見です。格付が高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては格付が高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付が高い債券ほど利回りは低く、格付が低い債券ほど利回りは高くなります。

3．公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。

4．外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

（2）【ファンドの沿革】

2001年 4月11日　信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
2009年 4月 1日　ファンドの名称を「明治ドレスナー外国債券オープン」から

「ＭＤＡＭ外国債券オープン」に変更

2010年10月 1日　ファンドの名称を「ＭＤＡＭ外国債券オープン」から
「明治安田外国債券オープン」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

※「ファミリーファンド方式」とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

②委託会社等及びファンドの関係法人

1. **委託会社（委託者）　：明治安田アセットマネジメント株式会社**
   信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. **受託会社（受託者）　：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社**
   信託財産の保管・管理業務等を行います。
   （受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. **販売会社**
   ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。

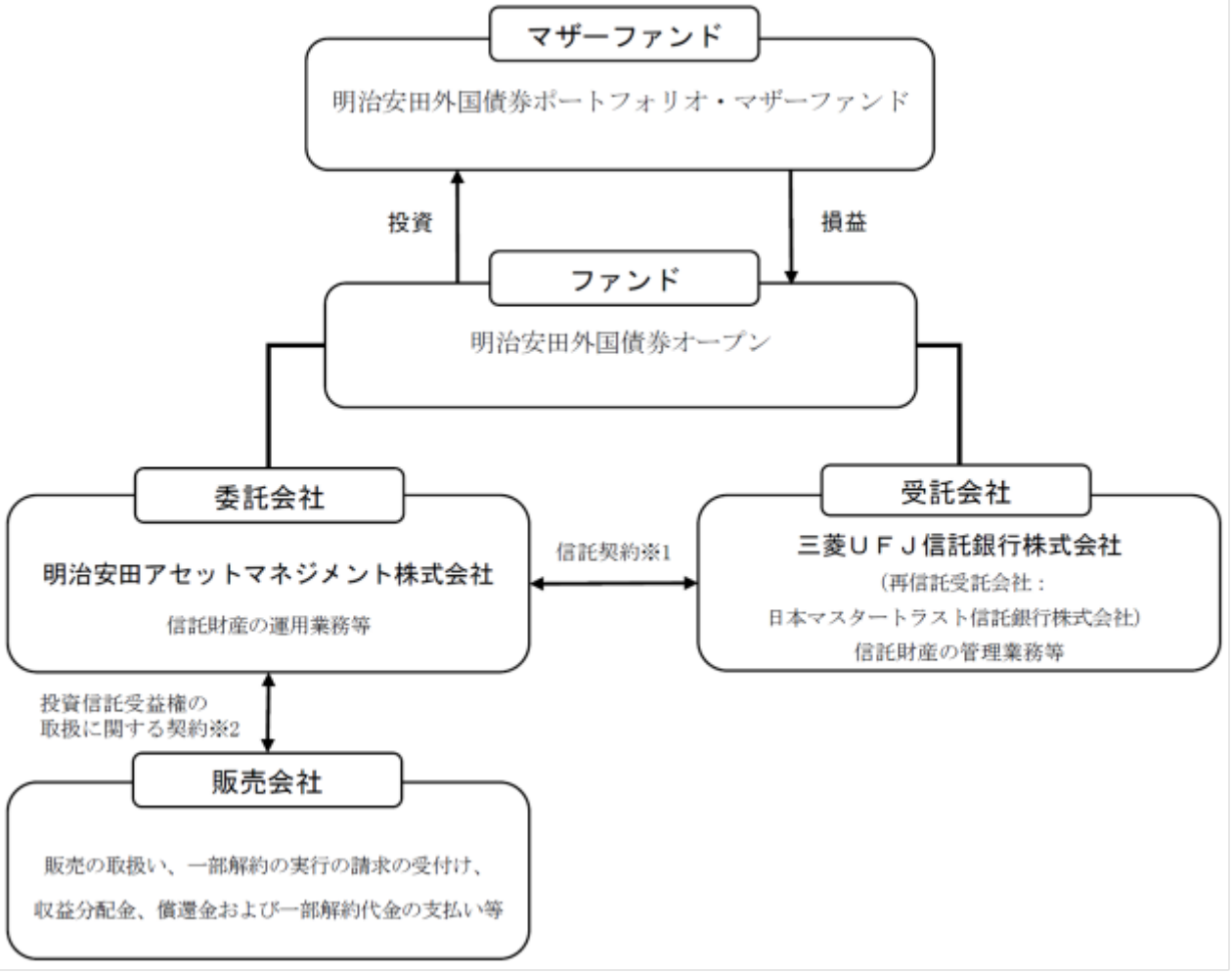

※１ 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※２ 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在）　　10億円

2. 委託会社の沿革

1986年11月：　コスモ投信株式会社設立
1998年10月：　ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
2000年２月：　商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
2000年７月：　明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
2009年４月：　商号を「ＭＤＡＭアセットマネジメント株式会社」に変更
2010年10月：　安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住　所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号	18,887株	100.00%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①運用方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行います。

②運用の形態等

ファンダメンタルズ分析を重視した運用によりベンチマークを上回る収益獲得を目指すアクティブ運用を行います。

③投資態度

1. 主として「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、世界各国（日本を除く）の公社債へ分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。
2. FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。
3. 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。
4. 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。
5. 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
6. 各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。
   a. 国別・通貨別配分
      一般に債券は、市中金利の水準が低下すると価格が上昇し、金利が上昇すると価格が低下します。景気や物価などの動向は国ごとに様々であり、金利の動きは国によって大きく異なることがあります。当ファンドでは、グローバルベースでのカントリー分析・市場予測を行い、国別・通貨別の最適配分を決定します。
   b. デュレーション調整
      デュレーションとは、投資元本の平均回収期間のことで、債券価格の金利変動に対する感応度をあらわします。デュレーションが長い（大きい）ほど金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。金利が低下した場合、デュレーションが長いほど債券価格は大きく上昇します。一方、金利が上昇した場合、デュレーションが長いほど債券価格は大きく下落します。当ファンドでは、各国金利見通し等に基づいて、デュレーションの調整を行います。

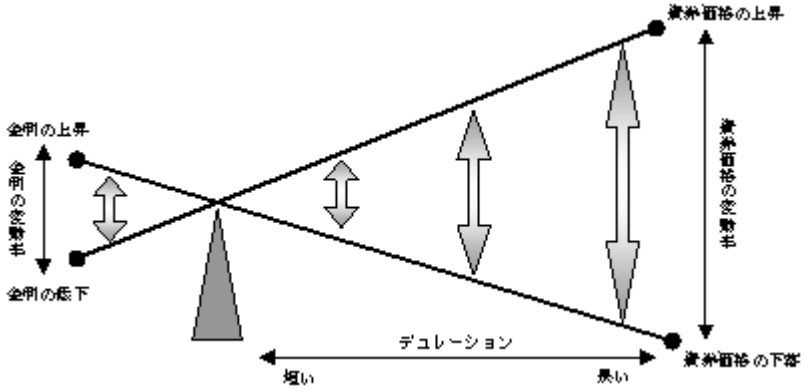

※上図はイメージ図であり、実際の動きとは異なる場合があります。また、ファンドの運用成果を示唆・保証するものではありません。

7. 公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
8. 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）親投資信託の概要

「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」

運用の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

（1）投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

（2）投資態度

①FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

※FTSE世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

②信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

③運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。

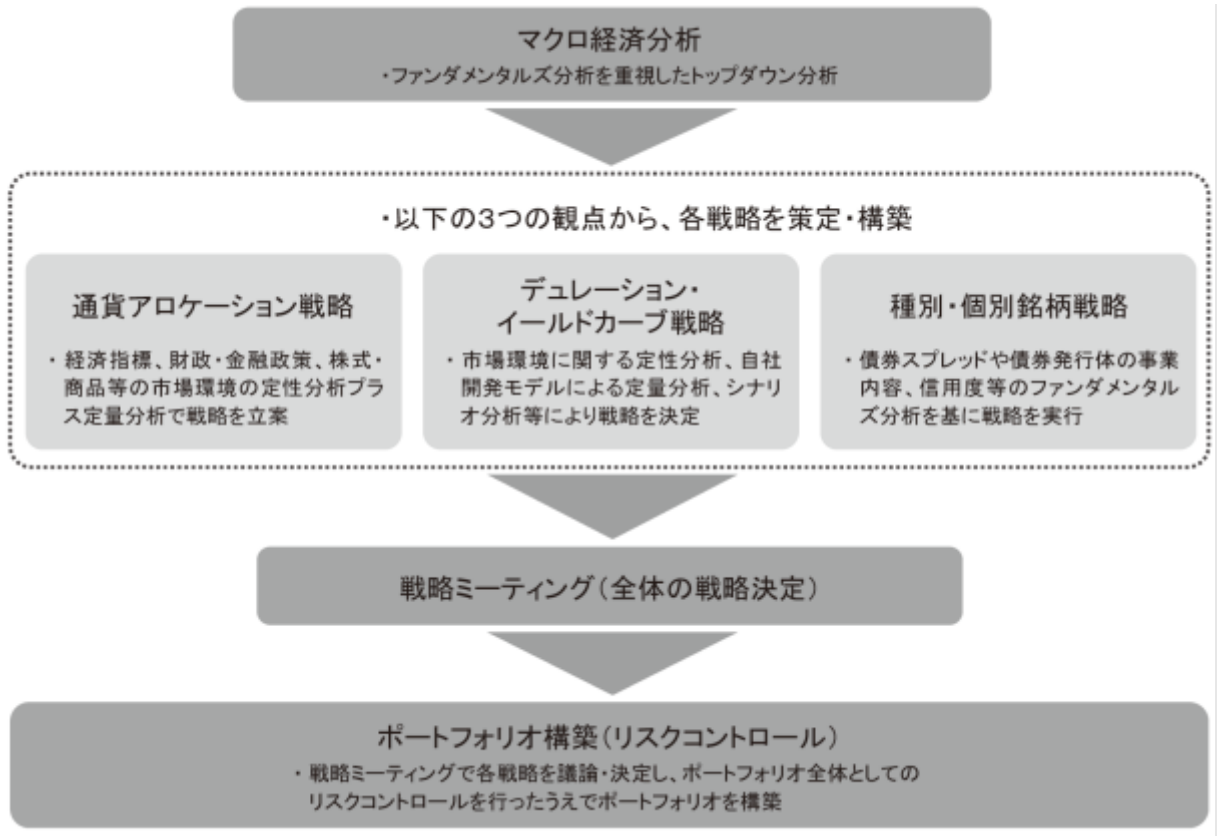

※上図は当ファンドの運用イメージ図であり、運用プロセスは今後変更となる場合があります。

④債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタル分析を重視したアクティブ運用を行います。

⑤各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

⑥公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

⑦組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

（３）投資制限

①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑦デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

⑧（削除）

⑨有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。

⑩（削除）

※資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. **次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）**
   - **イ．有価証券**
   - **ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）**
   - **ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）**
   - **ニ．金銭債権**
2. **次に掲げる特定資産以外の資産**
   - **イ．為替手形**

②委託会社は、信託金を、主として「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

1. **株券または新株引受権証書**
2. **国債証券**
3. **地方債証券**
4. **特別の法律により法人の発行する債券**
5. **社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）**
6. **特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）**

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国の者が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券および上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

④上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記③1.から4.までの金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部（プロダクト管理グループ）が中心となって行います。

④プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

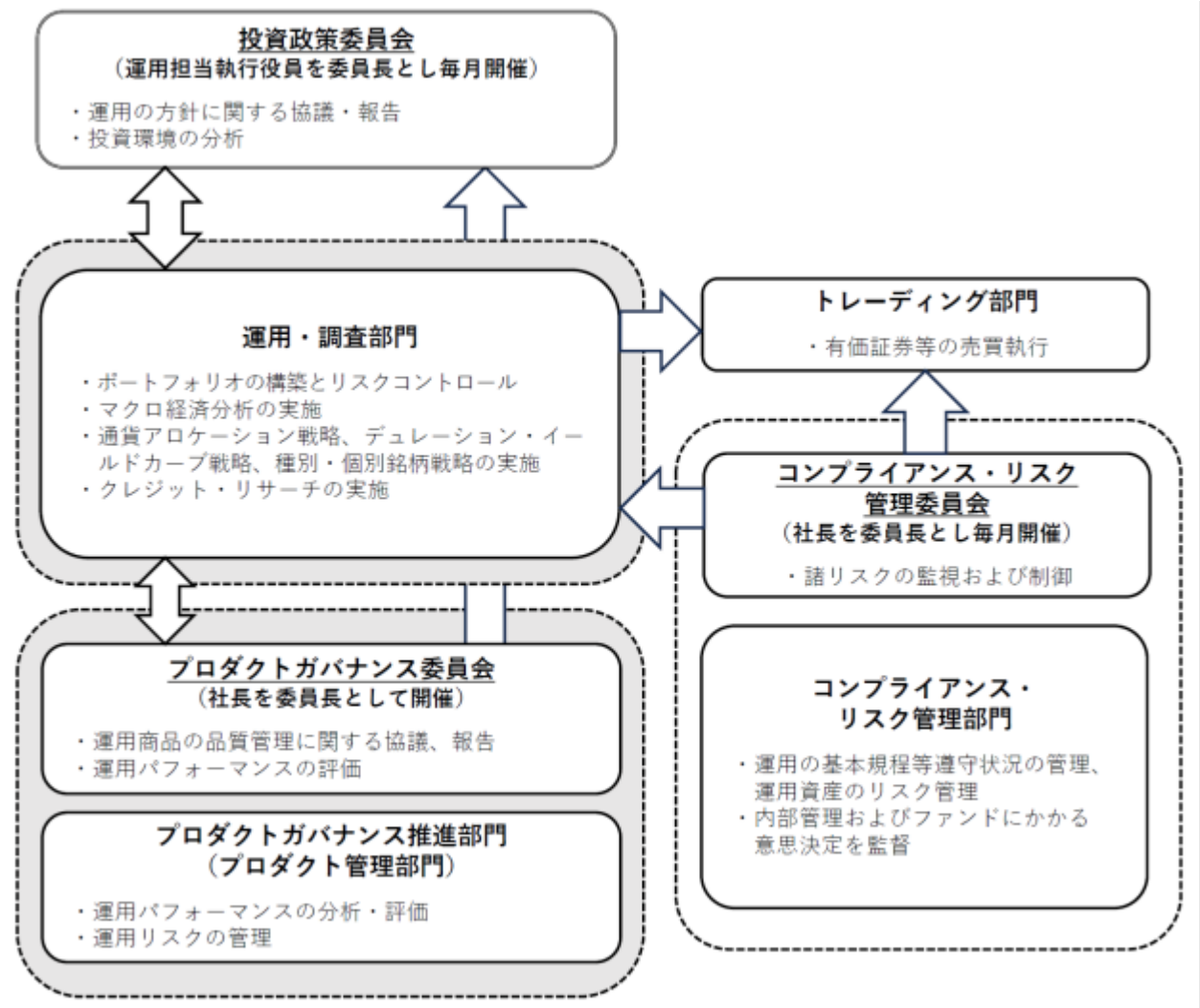

※プロダクトガバナンス推進部門（プロダクト管理部門）の人数は5～10名程度です。

※コンプライアンス・リスク管理部門の人数は5～10名程度です。

- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。
また、委託会社のホームページ（https://www.myam.co.jp/）の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

＜受託会社に対する管理体制＞

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

年１回（４月10日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. **分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。**
2. **収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。**
3. **収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。**

②収益の分配方式

1. **信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。**
   a. **配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。**
   b. **売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。**
2. **毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。**

③収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して５営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

（５）【投資制限】

＜投資信託約款に基づく投資制限＞

①株式への投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（以下「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③新株引受権証券等の投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④投資信託証券の投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図を行いません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

⑤同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑧投資する株式等の範囲

1. **委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。**
2. **上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。**

⑨信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑩先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. **委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。**
2. **委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。**
3. **委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。**

⑪スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. **委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。**
2. **スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。**
3. **スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。**
4. **スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。**
5. **委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。**

⑫金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. **委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。**
2. **金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。**
3. **金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。**
4. **委託会社は、金利先渡取引および為替先渡を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。**

※「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑬デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
   a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
   b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。

⑯公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
4. 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑰外国為替予約取引の指図

1. 委託会社は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 上記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑱資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
   a. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
   b. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
   c. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜法律等で規制される投資制限＞

①同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの**運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。**

したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。**

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

①値動きの主な要因

1. 債券価格変動リスク
   債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
2. 為替変動リスク
   外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
3. 信用リスク
   投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。
   また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

②その他のリスク・留意点

- ●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- ●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- ●投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。
- ●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- ●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

（2）リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

②プロダクトガバナンス委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

＜流動性リスク管理体制＞

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

※ファンドのリスク管理体制等は、2025年4月30日現在のものであり、今後変更となることがあります。

（3）参考情報

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

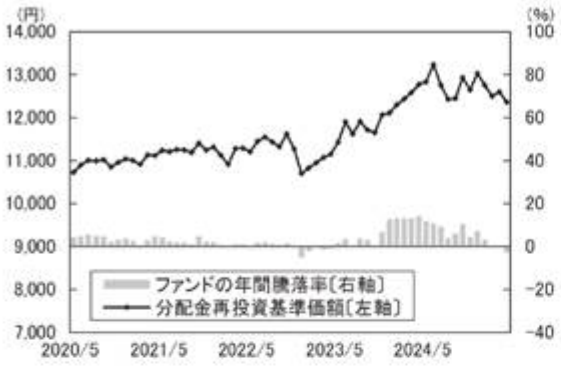

※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

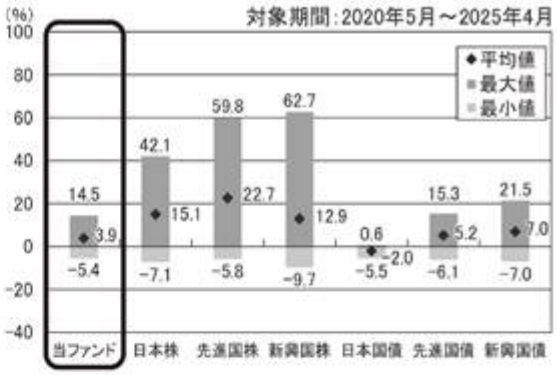

※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。
※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

＜各資産クラスの指数について＞

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社JPX総研又は 株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ＆ コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

（注）海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。
※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

＜代表的な資産クラスの指数について＞

東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、ＴＯＰＩＸに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI指数は、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA－BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、ＪＰモルガンの知的財産です。ＪＰモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

①申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、1.65%（税抜1.5%）を上限として販売会社が別途定める率を乗じて得た金額となります。詳細についてはお申込みの各販売会社までお問合わせください。

※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます（以下同じ。）。

②分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

信託財産留保額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.1%の率を乗じて得た額とします。

※「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

（3）【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、年1.265%（税抜1.15%）の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

＜内訳＞

配分	料率（年率）[各販売会社の純資産額に応じて]			
	100億円以下の部分	100億円超250億円以下の部分	250億円超500億円以下の部分	500億円超の部分
委託会社	0.55%（税抜0.5%）	0.495%（税抜0.45%）	0.473%（税抜0.43%）	0.44%（税抜0.4%）
販売会社	0.671%（税抜0.61%）	0.726%（税抜0.66%）	0.748%（税抜0.68%）	0.781%（税抜0.71%）
受託会社	0.044%（税抜0.04%）			
合計	1.265%（税抜1.15%）			

＜内容＞

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

①信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0055%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人、法人別の課税の取扱について

1. 個人の受益者に対する課税

＜収益分配金（普通分配金）に対する課税＞

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

＜一部解約時および償還時に対する課税＞

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

＜損益通算について＞

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後３年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

税率
15.315%（所得税15.315%）

②個別元本方式について

1. **追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。**
2. **受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。**
3. **受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。**

③収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

1. **収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。**
2. **収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。**

1. の場合

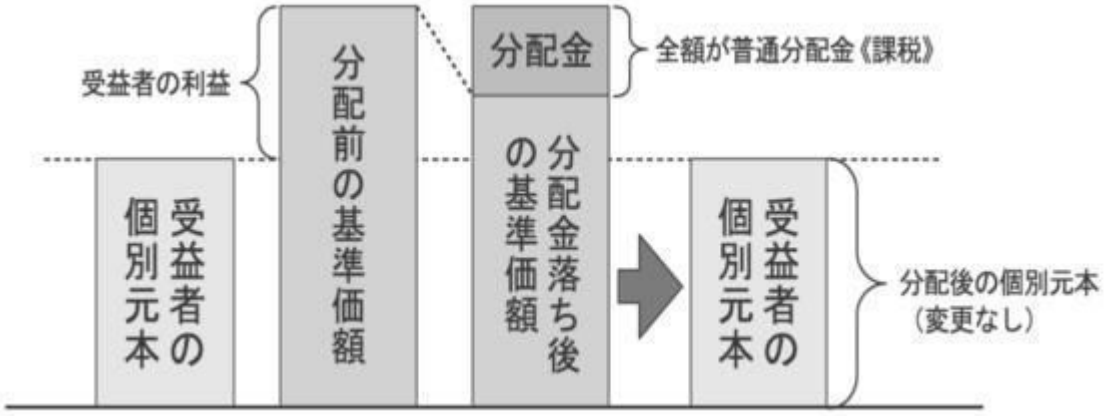

2. の場合

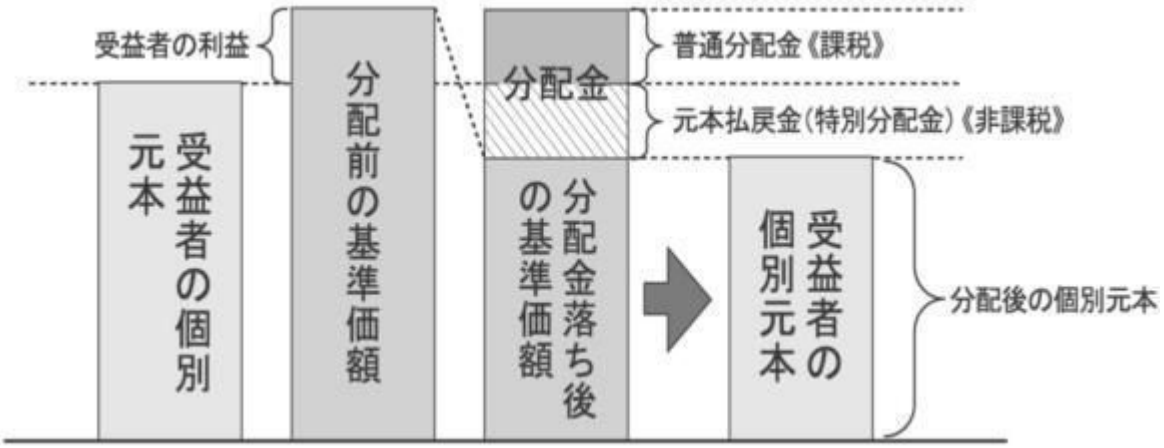

※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※課税上は、株式投資信託として取扱われます。
※当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用はありません。
※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
※当ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定（成長投資枠）」の対象です。販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。
＜少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合＞

一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は2025年4月30日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

（参考情報）ファンドの総経費率

2025 年 4 月 30 日現在で開示している運用報告書の対象期間における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.29%	1.26%	0.03%

※対象期間は2023年4月11日～2024年4月10日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

以下は2025年4月30日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

※マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

（1）【投資状況】

明治安田外国債券オープン

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	513,220,632	99.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	2,522,872	0.49
合計(純資産総額)		515,743,504	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

明治安田外国債券オープン

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	174,303,978	2.9455	513,412,368	2.9444	513,220,632	99.51

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.51
合計	99.51

②【投資不動産物件】

明治安田外国債券オープン

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

明治安田外国債券オープン

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

明治安田外国債券オープン

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第15期計算期間末　(2016年 4月11日)	779,221,646	800,392,292	11,042	11,342
第16期計算期間末　(2017年 4月10日)	710,976,236	728,702,601	10,428	10,688
第17期計算期間末　(2018年 4月10日)	668,267,620	684,710,443	10,567	10,827
第18期計算期間末　(2019年 4月10日)	624,283,000	634,962,743	10,522	10,702
第19期計算期間末　(2020年 4月10日)	584,651,976	594,499,449	10,687	10,867
第20期計算期間末　(2021年 4月12日)	562,675,106	571,400,264	10,963	11,133
第21期計算期間末　(2022年 4月11日)	547,095,812	548,089,642	11,010	11,030
第22期計算期間末　(2023年 4月10日)	527,844,154	530,760,346	10,860	10,920
第23期計算期間末　(2024年 4月10日)	535,709,658	546,369,495	12,061	12,301
第24期計算期間末　(2025年 4月10日)	512,494,680	520,391,993	11,681	11,861
2024年 4月末日	546,907,721	—	12,239	—
5月末日	547,365,866	—	12,301	—
6月末日	560,599,102	—	12,689	—
7月末日	537,864,666	—	12,228	—
8月末日	525,908,053	—	11,915	—
9月末日	528,616,355	—	11,936	—
10月末日	547,708,055	—	12,393	—
11月末日	534,919,245	—	12,123	—
12月末日	549,195,643	—	12,489	—
2025年 1月末日	533,711,983	—	12,226	—
2月末日	524,104,367	—	11,983	—
3月末日	529,351,859	—	12,078	—
4月末日	515,743,504	—	11,669	—

②【分配の推移】

明治安田外国債券オープン

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第15期計算期間	2015年 4月11日～2016年 4月11日	300
第16期計算期間	2016年 4月12日～2017年 4月10日	260
第17期計算期間	2017年 4月11日～2018年 4月10日	260
第18期計算期間	2018年 4月11日～2019年 4月10日	180
第19期計算期間	2019年 4月11日～2020年 4月10日	180
第20期計算期間	2020年 4月11日～2021年 4月12日	170
第21期計算期間	2021年 4月13日～2022年 4月11日	20
第22期計算期間	2022年 4月12日～2023年 4月10日	60
第23期計算期間	2023年 4月11日～2024年 4月10日	240

第24期計算期間	2024年 4月11日～2025年 4月10日	180

③【収益率の推移】

明治安田外国債券オープン

期	計算期間	収益率（%）
第15期計算期間	2015年 4月11日～2016年 4月11日	△7.54
第16期計算期間	2016年 4月12日～2017年 4月10日	△3.21
第17期計算期間	2017年 4月11日～2018年 4月10日	3.83
第18期計算期間	2018年 4月11日～2019年 4月10日	1.28
第19期計算期間	2019年 4月11日～2020年 4月10日	3.28
第20期計算期間	2020年 4月11日～2021年 4月12日	4.17
第21期計算期間	2021年 4月13日～2022年 4月11日	0.61
第22期計算期間	2022年 4月12日～2023年 4月10日	△0.82
第23期計算期間	2023年 4月11日～2024年 4月10日	13.27
第24期計算期間	2024年 4月11日～2025年 4月10日	△1.66

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

明治安田外国債券オープン

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第15期計算期間	2015年 4月11日～2016年 4月11日	65,633,904	120,583,331
第16期計算期間	2016年 4月12日～2017年 4月10日	67,097,583	91,002,513
第17期計算期間	2017年 4月11日～2018年 4月10日	61,187,317	110,554,308
第18期計算期間	2018年 4月11日～2019年 4月10日	53,375,801	92,473,026
第19期計算期間	2019年 4月11日～2020年 4月10日	44,404,578	90,641,753
第20期計算期間	2020年 4月11日～2021年 4月12日	38,481,558	72,318,806
第21期計算期間	2021年 4月13日～2022年 4月11日	33,737,129	50,066,455
第22期計算期間	2022年 4月12日～2023年 4月10日	25,737,518	36,620,797
第23期計算期間	2023年 4月11日～2024年 4月10日	37,945,956	79,818,069
第24期計算期間	2024年 4月11日～2025年 4月10日	29,774,286	35,194,536

(参考)

（1）投資状況

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	7,582,277,029	34.97
	中国	2,268,926,334	10.46
	フランス	1,340,372,348	6.18
	ドイツ	1,197,101,267	5.52
	イギリス	1,153,510,007	5.32
	イタリア	1,109,348,860	5.12
	スペイン	1,007,342,956	4.65
	ベルギー	671,859,931	3.10
	オランダ	560,164,177	2.58
	カナダ	225,251,863	1.04
	メキシコ	174,820,011	0.81
	ポーランド	130,122,518	0.60
	オーストリア	112,815,182	0.52
	マレーシア	111,863,135	0.52
	シンガポール	95,487,593	0.44
	イスラエル	70,905,240	0.33
	ニュージーランド	59,186,601	0.27
	アイルランド	58,844,844	0.27
	オーストラリア	39,042,767	0.18
	スウェーデン	34,011,438	0.16
	ノルウェー	28,996,904	0.13
	小計	18,032,251,005	83.16
地方債証券	カナダ	190,482,566	0.88
特殊債券	オーストラリア	204,329,087	0.94
社債券	アメリカ	748,497,153	3.45
	ドイツ	433,473,923	2.00
	スペイン	340,689,257	1.57
	オランダ	336,082,035	1.55
	フランス	208,990,143	0.96
	カナダ	205,193,873	0.95
	オーストラリア	197,262,703	0.91
	デンマーク	185,922,426	0.86
	ニュージーランド	185,727,640	0.86
	小計	2,841,839,153	13.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	414,034,565	1.91
合計(純資産総額)		21,682,936,376	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.52%	62,030,000	2,085.06	1,293,363,980	2,086.61	1,294,328,355	2.52	2033/8/25	5.97
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%	8,220,000	14,022.53	1,152,652,723	14,179.03	1,165,516,432	3.75	2030/12/31	5.38
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.625%	6,390,000	14,656.86	936,573,632	14,816.14	946,751,455	4.625	2031/4/30	4.37
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.875%	6,530,000	14,190.17	926,618,121	14,330.51	935,782,475	3.875	2029/11/30	4.32
5	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.55%	45,280,000	2,027.68	918,136,861	2,024.80	916,831,020	2.55	2028/10/15	4.23
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.875%	8,450,000	9,768.27	825,419,039	9,933.11	839,348,573	1.875	2041/2/15	3.87
7	イタリア	国債証券	BTPS 3.85%	3,720,000	16,413.22	610,571,996	16,750.53	623,120,062	3.85	2034/7/1	2.87
8	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 1.25%	4,000,000	15,015.32	600,612,812	15,160.46	606,418,498	1.25	2030/10/31	2.80
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375%	4,120,000	14,471.96	596,245,118	14,625.67	602,577,899	4.375	2030/11/30	2.78
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%	3,860,000	14,199.63	548,106,020	14,352.23	553,996,168	4.25	2034/11/15	2.55
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.625%	3,100,000	14,079.90	436,476,941	14,226.92	441,034,726	4.625	2055/2/15	2.03
12	ドイツ	社債券	ALLIANZ SE 2.625%	3,200,000	12,688.18	406,021,785	13,546.06	433,473,923	2.625	9999/99/99	2.00
13	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 4.375%	2,320,000	15,880.33	368,423,783	16,626.74	385,740,389	4.375	2054/7/31	1.78
14	ドイツ	国債証券	BUNDESOBL-190 2.5%	2,320,000	16,539.39	383,713,939	16,566.96	384,353,538	2.5	2029/10/11	1.77
15	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 0%	2,590,000	14,403.12	373,041,030	14,468.80	374,742,112	0	2030/7/15	1.73
16	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC 3.07%	2,700,000	13,767.38	371,719,425	13,879.23	374,739,348	3.07	2028/2/24	1.73
17	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 4.5%	1,840,000	19,395.63	356,879,684	19,491.18	358,637,712	4.5	2028/6/7	1.65
18	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0%	2,000,000	15,393.17	307,863,528	15,462.09	309,241,973	0	2027/10/22	1.43
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%	2,130,000	14,066.53	299,617,204	14,225.81	303,009,812	3.75	2030/6/30	1.40

20	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 2.7%	2,200,000	13,082.25	287,809,586	13,411.45	295,052,098	2.7	2048/10/31	1.36
21	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0%	2,130,000	13,450.37	286,493,090	13,583.35	289,325,551	0	2031/11/25	1.33
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375%	1,970,000	14,353.34	282,760,917	14,511.50	285,876,740	4.375	2034/5/15	1.32
23	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 2.5%	1,830,000	15,138.24	277,029,885	15,227.43	278,662,127	2.5	2046/8/15	1.29
24	イギリス	国債証券	TREASURY 4.5%	1,330,000	18,870.13	250,972,828	19,280.98	256,437,047	4.5	2034/9/7	1.18
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.75%	1,790,000	14,271.47	255,459,488	14,272.59	255,479,425	4.75	2025/7/31	1.18
26	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0.8%	1,380,000	16,166.72	223,100,837	16,184.56	223,347,011	0.8	2025/6/22	1.03
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4%	1,500,000	14,280.94	214,214,210	14,404.58	216,068,733	4	2029/1/31	1.00
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.5%	1,490,000	14,167.89	211,101,617	14,198.52	211,558,008	3.5	2026/9/30	0.98
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.125%	1,430,000	14,341.11	205,077,963	14,418.50	206,184,623	4.125	2027/11/15	0.95
30	カナダ	社債券	BANK OF MONTREAL 3.803%	1,500,000	13,717.51	205,762,727	13,679.59	205,193,873	3.803	2032/12/15	0.95

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	83.16
地方債証券	0.88
特殊債券	0.94
社債券	13.11
合計	98.09

②投資不動産物件

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

該当事項はありません。

≪参考情報≫

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2025年4月30日現在

基準価額・純資産の推移

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2025年4月	180円
2024年4月	240円
2023年4月	60円
2022年4月	20円
2021年4月	170円
設定来累計	6,950円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

基準価額	11,669円
純資産総額	515百万円

主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	99.51
その他の資産(負債控除後)	0.49
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄(マザーファンド)

	銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1	CHINA GOVT BOND 2.52%	2.52	2033/8/25	中国	国債証券	5.97
2	US TREASURY N/B 3.75%	3.75	2030/12/31	アメリカ	国債証券	5.38
3	US TREASURY N/B 4.625%	4.625	2031/4/30	アメリカ	国債証券	4.37
4	US TREASURY N/B 3.875%	3.875	2029/11/30	アメリカ	国債証券	4.32
5	CHINA GOVT BOND 2.55%	2.55	2028/10/15	中国	国債証券	4.23
6	US TREASURY N/B 1.875%	1.875	2041/2/15	アメリカ	国債証券	3.87
7	BTPS 3.85%	3.85	2034/7/1	イタリア	国債証券	2.87
8	SPANISH GOV'T 1.25%	1.25	2030/10/31	スペイン	国債証券	2.80
9	US TREASURY N/B 4.375%	4.375	2030/11/30	アメリカ	国債証券	2.78
10	US TREASURY N/B 4.25%	4.25	2034/11/15	アメリカ	国債証券	2.55

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移(暦年ベース)

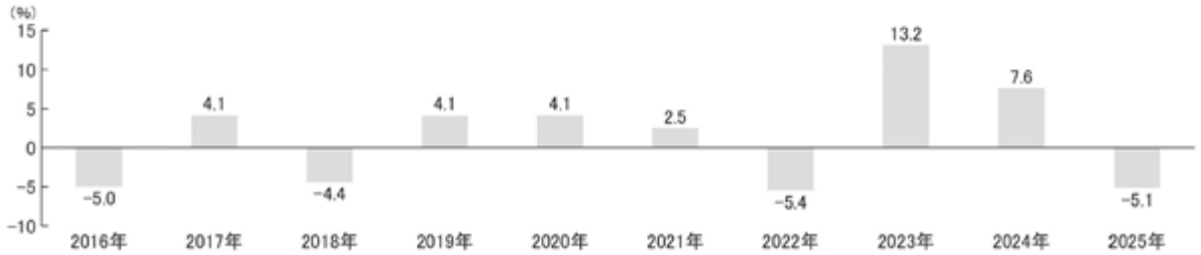

※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
※2025年は4月末までの収益率を表示しています。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。
※販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

（２）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（３）取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号　：　0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時） ホームページアドレス　：　https://www.myam.co.jp/

（４）申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、1.65%（税抜1.5%）を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額とします。
※申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合わせください。
※分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

（５）申込単位は、販売会社が定める申込単位とします。
※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については１口単位とします。

（６）ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
※「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結する必要があります。
※販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問合わせください。
※分配金再投資コースでファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、分配金を定期的に受け取るための定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結することにより、分配金を受け取ることができる場合があります。

（７）申込期間中における取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

（８）委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

※前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

２【換金（解約）手続等】

信託の一部解約（解約請求制）

（１）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（２）一部解約の価額(解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.1%の信託財産留保額を控除した金額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払います。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号　：　0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス　：　https://www.myam.co.jp/

※「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

（３）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（４）換金手数料はありません。

（５）ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。

※自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

（６）一部解約の実行請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

（７）委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

（８）上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。

（９）信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

※前記において「解約」を「換金」ということがあります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日※における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ②第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 ③価格情報会社の提供する価額 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号　：　0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス　：　https://www.myam.co.jp/

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年4月11日から翌年4月10日までとします。

※各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①信託の終了および繰上償還条項

1. **委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。**
2. **委託会社は、上記1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。**
3. **上記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。**
4. **上記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。**
5. **委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。**
6. **上記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が１ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。**

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「⑦信託約款の変更4. 」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「⑦信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥委託会社の事業および承継に伴う取扱い

1. **委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。**

2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

⑧反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

⑨運用状況に係る情報の提供

決算時および償還時に運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知れている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。ただし、委託会社は、受益者から当該情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

⑩その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

⑪公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
   https://www.myam.co.jp/
2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑫関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の３ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新され

ます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（1）収益分配金に対する請求権

①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の収益分配金は、原則として税控除後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

③受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

④分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（2）償還金に対する請求権

①受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

②償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

③受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

（3）換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

（4）帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（5）反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第24期計算期間（2024年4月11日から2025年4月10日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
【明治安田外国債券オープン】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 2024年 4月10日現在	第24期 2025年 4月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,275,850	13,938,105
親投資信託受益証券	532,871,822	509,850,833
未収入金	1,670,000	－
未収利息	18	173
流動資産合計	549,817,690	523,789,111
資産合計	549,817,690	523,789,111
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,659,837	7,897,313
未払解約金	6,555	7
未払受託者報酬	119,198	117,655
未払委託者報酬	3,307,599	3,264,805
その他未払費用	14,843	14,651
流動負債合計	14,108,032	11,294,431
負債合計	14,108,032	11,294,431
純資産の部		
元本等		
元本	444,159,915	438,739,665
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	91,549,743	73,755,015
（分配準備積立金）	66,400,401	61,997,202
元本等合計	535,709,658	512,494,680
純資産合計	535,709,658	512,494,680
負債純資産合計	549,817,690	523,789,111

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 自　2023年 4月11日 至　2024年 4月10日	第24期 自　2024年 4月11日 至　2025年 4月10日
営業収益		
受取利息	229	10,206
有価証券売買等損益	73,977,418	△1,490,989
営業収益合計	73,977,647	△1,480,783
営業費用		
支払利息	3,416	－
受託者報酬	237,480	237,177
委託者報酬	6,589,816	6,581,634
その他費用	29,920	29,528
営業費用合計	6,860,632	6,848,339
営業利益又は営業損失（△）	67,117,015	△8,329,122
経常利益又は経常損失（△）	67,117,015	△8,329,122
当期純利益又は当期純損失（△）	67,117,015	△8,329,122
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,531,780	949,614
期首剰余金又は期首欠損金（△）	41,812,126	91,549,743
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,786,458	6,619,255
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,786,458	6,619,255
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,974,239	7,237,934
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,974,239	7,237,934
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	10,659,837	7,897,313
期末剰余金又は期末欠損金（△）	91,549,743	73,755,015

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
３.その他	当ファンドの計算期間は2024年 4月11日から2025年 4月10日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第23期 2024年 4月10日現在		第24期 2025年 4月10日現在	
１． 計算期間の末日における受益権の総数	444,159,915口	１． 計算期間の末日における受益権の総数	438,739,665口
２． 1口当たり純資産額	1.2061円	２． 1口当たり純資産額	1.1681円
(10,000口当たり純資産額)	(12,061円)	(10,000口当たり純資産額)	(11,681円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第23期 自 2023年 4月11日 至 2024年 4月10日		第24期 自 2024年 4月11日 至 2025年 4月10日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	11,218,893円	A 費用控除後の配当等収益額	8,539,612円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	13,745,597円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C 収益調整金額	81,470,192円	C 収益調整金額	84,795,546円
D 分配準備積立金額	52,095,748円	D 分配準備積立金額	61,354,903円
E 当ファンドの分配対象収益額	158,530,430円	E 当ファンドの分配対象収益額	154,690,061円
F 当ファンドの期末残存口数	444,159,915口	F 当ファンドの期末残存口数	438,739,665口
G 10,000口当たり収益分配対象額	3,569円	G 10,000口当たり収益分配対象額	3,525円
H 10,000口当たり分配金額	240円	H 10,000口当たり分配金額	180円
I 収益分配金金額	10,659,837円	I 収益分配金金額	7,897,313円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

	第23期 自 2023年 4月11日 至 2024年 4月10日	第24期 自 2024年 4月11日 至 2025年 4月10日

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

	第23期 2024年 4月10日現在	第24期 2025年 4月10日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第23期 自 2023年 4月11日 至 2024年 4月10日	第24期 自 2024年 4月11日 至 2025年 4月10日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	67,565,647	△2,353,691
合計	67,565,647	△2,353,691

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第23期 自 2023年 4月11日 至 2024年 4月10日	第24期 自 2024年 4月11日 至 2025年 4月10日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）
元本の移動

（単位：円）

	第23期 自 2023年 4月11日 至 2024年 4月10日	第24期 自 2024年 4月11日 至 2025年 4月10日
期首元本額	486,032,028円	444,159,915円
期中追加設定元本額	37,945,956円	29,774,286円
期中一部解約元本額	79,818,069円	35,194,536円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	173,065,456	509,850,833	
合計		173,065,456	509,850,833	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
同親投資信託の状況は次の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2025年 4月10日現在
資産の部	
流動資産	
預金	18,522,942
コール・ローン	220,592,755
国債証券	18,264,003,771
地方債証券	191,931,552
特殊債券	196,325,675
社債券	2,660,080,303
派生商品評価勘定	1,323,412
未収入金	941,592,540
未収利息	166,613,887
前払費用	68,026,706
流動資産合計	22,729,013,543
資産合計	22,729,013,543
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,516,856
未払金	960,163,716
未払解約金	31,610,000
流動負債合計	995,290,572
負債合計	995,290,572
純資産の部	
元本等	
元本	7,377,377,657
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	14,356,345,314
元本等合計	21,733,722,971
純資産合計	21,733,722,971
負債純資産合計	22,729,013,543

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	（１）国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 （２）為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
２.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
３.費用・収益の計上基準	（１）有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 （２）為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

2025年 4月10日現在	
１． 元本の移動	
期首	2024年 4月11日
期首元本額	7,746,625,330円
期末元本額	7,377,377,657円
期中追加設定元本額	797,880,422円
期中一部解約元本額	1,167,128,095円
元本の内訳※	
明治安田ＤＣ先進国コアファンド	31,702,341円
明治安田ＤＣハートフルライフ（プラン７０）	129,369,096円
明治安田ＤＣグローバルバランスオープン	238,682,236円
明治安田外国債券オープン	173,065,456円
明治安田ＤＣハートフルライフ（プラン３０）	76,193,742円
明治安田ＤＣハートフルライフ（プラン５０）	152,623,432円
明治安田ＤＣ外国債券オープン	4,034,711,361円
明治安田外国債券オープン（毎月分配型）	1,963,246,287円
明治安田ＶＡハートフルライフ３０（適格機関投資家私募）	737,208円
明治安田ＶＡハートフルライフ５０（適格機関投資家私募）	887,593円
明治安田ＶＡ外国債券オープン（適格機関投資家私募）	4,427,713円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスＰファンド（適格機関投資家私募）	571,731,192円
２． 1口当たり純資産額	2.9460円
(10,000口当たり純資産額)	(29,460円)

（注）＊は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考

米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 1.875%	8,450,000.00	5,789,570.31	
		US TREASURY N/B 2.75%	1,400,000.00	999,578.13	
		US TREASURY N/B 2%	1,560,000.00	921,862.50	
		US TREASURY N/B 3.375%	1,000,000.00	942,500.00	
		US TREASURY N/B 3.5%	1,490,000.00	1,480,687.50	
		US TREASURY N/B 3.625%	800,000.00	688,125.00	
		US TREASURY N/B 3.75%	2,130,000.00	2,101,544.53	
		US TREASURY N/B 3.75%	8,220,000.00	8,084,819.55	
		US TREASURY N/B 3.875%	6,530,000.00	6,499,390.62	
		US TREASURY N/B 3%	1,000,000.00	729,453.13	
		US TREASURY N/B 4.125%	2,760,000.00	2,776,495.30	
		US TREASURY N/B 4.25%	3,860,000.00	3,844,469.52	
		US TREASURY N/B 4.375%	4,120,000.00	4,182,121.89	
		US TREASURY N/B 4.375%	1,970,000.00	1,983,312.88	
		US TREASURY N/B 4.625%	6,390,000.00	6,569,219.56	
		US TREASURY N/B 4.625%	3,100,000.00	3,061,492.19	
		US TREASURY N/B 4.75%	1,790,000.00	1,791,817.97	
		US TREASURY N/B 4%	1,500,000.00	1,502,519.53	
	国債証券 小計		58,070,000.00	53,948,980.11 (7,925,644,667)	
	社債券	ASB BANK LIMITED 5.284%	1,300,000.00	1,290,524.69	
		BANCO SANTANDER 5.365%	1,200,000.00	1,208,016.36	
		BANK OF AMER CRP 2.551%	1,400,000.00	1,340,196.48	
		CITIGROUP INC 3.07%	2,700,000.00	2,607,276.60	
		COOPERATIEVE RAB 1.106%	2,500,000.00	2,415,267.75	
		DANSKE BANK A/S 1.549%	1,359,000.00	1,298,111.63	
		MORGAN STANLEY 3.591%	1,300,000.00	1,257,230.00	
		WESTPAC BANKING 4.322%	1,400,000.00	1,380,820.00	
	社債券 小計		13,159,000.00	12,797,443.51 (1,880,072,426)	
米ドル合計			71,229,000.00	66,746,423.62 (9,805,717,093)	

カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 1.25%	1,810,000.00	1,672,186.60	
		CANADA-GOV'T 2%	680,000.00	507,252.80	
	国債証券 小計		2,490,000.00	2,179,439.40 (227,141,174)	
	地方債証券	ONTARIO PROVINCE 5.85%	1,600,000.00	1,841,600.00	
	地方債証券 小計		1,600,000.00	1,841,600.00 (191,931,552)	
カナダドル合計			4,090,000.00	4,021,039.40 (419,072,726)	
メキシコペソ	国債証券	MEXICAN BONOS 7.75%	25,360,000.00	23,726,004.48	
メキシコペソ合計			25,360,000.00	23,726,004.48 (171,479,697)	

ユーロ	国債証券	BELGIAN 0.8%	1,380,000.00	1,375,722.00	
		BELGIAN 0%	2,000,000.00	1,898,400.00	
		BELGIAN 3.1%	860,000.00	844,520.00	
		BTPS 1.1%	840,000.00	824,712.00	
		BTPS 3.15%	500,000.00	496,400.00	
		BTPS 3.85%	3,720,000.00	3,765,012.00	
		BTPS 3.85%	520,000.00	475,072.00	
		BTPS 4.5%	1,150,000.00	1,140,570.00	
		BUNDESOBL-190 2.5%	2,320,000.00	2,366,121.60	
		BUNDESOBL-191 2.4%	610,000.00	618,784.00	
		BUNDESSCHATZANW 2.2%	180,000.00	181,652.40	
		DEUTSCHLAND REP 0%	700,000.00	599,704.00	
		DEUTSCHLAND REP 2.5%	240,000.00	238,408.80	
		DEUTSCHLAND REP 2.5%	1,830,000.00	1,708,268.40	
		DEUTSCHLAND REP 2.5%	500,000.00	454,745.00	
		DEUTSCHLAND REP 4.75%	1,000,000.00	1,183,650.00	
		FRANCE O.A.T. 0.5%	1,210,000.00	763,873.00	
		FRANCE O.A.T. 0.75%	690,000.00	326,094.00	
		FRANCE O.A.T. 0%	1,090,000.00	938,272.00	
		FRANCE O.A.T. 0%	2,130,000.00	1,766,622.00	
		FRANCE O.A.T. 1.25%	960,000.00	809,376.00	
		FRANCE O.A.T. 1.25%	1,080,000.00	860,544.00	
		FRANCE O.A.T. 2.5%	1,170,000.00	1,163,916.00	
		FRANCE O.A.T. 3.5%	310,000.00	316,975.00	
		FRANCE O.A.T. 3%	710,000.00	581,064.00	
		FRANCE O.A.T. 4.75%	560,000.00	621,656.00	
		IRISH GOVT 2.6%	370,000.00	357,901.00	
		NETHERLANDS GOVT 0.5%	880,000.00	865,559.20	
		NETHERLANDS GOVT 0%	2,590,000.00	2,300,308.50	
		NETHERLANDS GOVT 0%	400,000.00	273,760.00	
		REP OF AUSTRIA 3.2%	700,000.00	680,050.00	
		SPANISH GOV'T 0.8%	670,000.00	650,536.50	
		SPANISH GOV'T 1.25%	4,000,000.00	3,703,600.00	
		SPANISH GOV'T 2.7%	2,200,000.00	1,774,740.00	
	国債証券 小計		40,070,000.00	36,926,589.40 (5,958,105,199)	
	社債券	ALLIANZ SE 2.625%	3,200,000.00	2,503,680.00	
		BANCO SANTANDER 4.625%	1,000,000.00	1,025,500.00	

		ING GROEP NV 4.25%	1,200,000.00	1,193,400.00	
	社債券 小計		5,400,000.00	4,722,580.00 (761,988,283)	
ユーロ合計			45,470,000.00	41,649,169.40 (6,720,093,482)	
イギリスポンド	国債証券	TREASURY 4.5%	1,330,000.00	1,313,375.00	
		UK TSY GILT 1.75%	350,000.00	178,290.00	
		UK TSY GILT 1%	280,000.00	225,148.00	
		UK TSY GILT 4.125%	110,000.00	110,099.00	
		UK TSY GILT 4.375%	2,000,000.00	1,658,200.00	
		UK TSY GILT 4.5%	1,840,000.00	1,867,600.00	
イギリスポンド合計			5,910,000.00	5,352,712.00 (1,009,842,645)	
スウェーデンクローナ	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 0.75%	1,090,000.00	1,054,193.50	
		SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	1,120,000.00	1,241,497.60	
スウェーデンクローナ合計			2,210,000.00	2,295,691.10 (33,792,572)	
ノルウェークローネ	国債証券	NORWEGIAN GOV'T 1.375%	2,390,000.00	2,107,980.00	
ノルウェークローネ合計			2,390,000.00	2,107,980.00 (28,731,767)	
ポーランドズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND 2.75%	3,680,000.00	3,374,560.00	
ポーランドズロチ合計			3,680,000.00	3,374,560.00 (128,435,753)	
オーストラリアドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	230,000.00	222,854.82	
		AUSTRALIAN GOVT. 3%	270,000.00	199,446.84	
	国債証券 小計		500,000.00	422,301.66 (38,019,818)	
	特殊債券	NEW S WALES TREA 4.75%	1,500,000.00	1,405,969.50	
		TREAS CORP VICT 2.25%	1,000,000.00	774,700.00	
	特殊債券 小計		2,500,000.00	2,180,669.50 (196,325,675)	
	社債券	BNP PARIBAS 6.198%	200,000.00	200,151.00	
	社債券 小計		200,000.00	200,151.00 (18,019,594)	
オーストラリアドル合計			3,200,000.00	2,803,122.16 (252,365,087)	

ニュージーランドドル	国債証券	NEW ZEALAND GVT 2.75%	850,000.00	678,631.50	
ニュージーランドドル合計			850,000.00	678,631.50 (56,272,123)	
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T 2.875%	850,000.00	865,725.00	
シンガポールドル合計			850,000.00	865,725.00 (94,736,286)	
マレーシアリンギット	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.582%	300,000.00	300,465.00	
		MALAYSIA GOVT 3.844%	3,050,000.00	3,090,214.25	
マレーシアリンギット合計			3,350,000.00	3,390,679.25 (111,432,639)	
イスラエルシュケル	国債証券	(DIRTY)ISRAEL FIXED 1%	2,080,000.00	1,785,879.32	
イスラエルシュケル合計			2,080,000.00	1,785,879.32 (70,103,978)	
人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND 1.67%	7,880,000.00	7,865,374.72	
		CHINA GOVT BOND 2.52%	62,030,000.00	65,970,455.75	
		CHINA GOVT BOND 2.55%	45,280,000.00	46,831,292.80	
人民元合計			115,190,000.00	120,667,123.27 (2,410,265,453)	
合計				21,312,341,301 (21,312,341,301)	

(注１)通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。

(注２)合計金額欄の（　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注３)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	国債証券	18銘柄	36.5%	37.2%
	社債券	8銘柄	8.7%	8.8%
カナダドル	国債証券	2銘柄	1.0%	1.1%
	地方債証券	1銘柄	0.9%	0.9%
メキシコペソ	国債証券	1銘柄	0.8%	0.8%

ユーロ	国債証券	34銘柄	27.4%	28.0%
	社債券	3銘柄	3.5%	3.6%
イギリスポンド	国債証券	6銘柄	4.6%	4.7%
スウェーデンクローナ	国債証券	2銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券	1銘柄	0.1%	0.1%
ポーランドズロチ	国債証券	1銘柄	0.6%	0.6%
オーストラリアドル	国債証券	2銘柄	0.2%	0.2%
	特殊債券	2銘柄	0.9%	0.9%
	社債券	1銘柄	0.1%	0.1%
ニュージーランドドル	国債証券	1銘柄	0.3%	0.3%
シンガポールドル	国債証券	1銘柄	0.4%	0.4%
マレーシアリンギット	国債証券	2銘柄	0.5%	0.5%
イスラエルシュケル	国債証券	1銘柄	0.3%	0.3%
人民元	国債証券	3銘柄	11.1%	11.3%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（2025年 4月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	291,083,451	-	292,406,863	1,323,412
	ユーロ	291,083,451	-	292,406,863	1,323,412
	売建	284,593,224	-	288,110,080	△3,516,856
	米ドル	231,605,613	-	235,004,171	△3,398,558
	ユーロ	52,987,611	-	53,105,909	△118,298
合計		575,676,675	-	580,516,943	△2,193,444

（注）時価の算定方法

為替予約取引

１.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。

２.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

＊上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

（2025年4月30日現在）

【純資産額計算書】

明治安田外国債券オープン

Ⅰ　資産総額	519,304,093 円
Ⅱ　負債総額	3,560,589 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	515,743,504 円
Ⅳ　発行済口数	441,988,525 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1669 円
（1万口当たり純資産額）	（11,669 円）

（参考）

純資産額計算書

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

Ⅰ　資産総額	21,693,186,376 円
Ⅱ　負債総額	10,250,000 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	21,682,936,376 円
Ⅳ　発行済口数	7,364,230,858 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.9444 円
（1万口当たり純資産額）	（29,444 円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：　10億円

会社が発行する株式総数：　33,220株

発行済株式総数：　18,887株

＜過去5年間における資本金の額の推移＞

該当事項はありません。

（２）委託会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

②投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部（プロダクト管理グループ）が中心となって行います。
4. プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年4月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	149 本	1,756,917,514,974 円
	単位型	22 本	374,920,352,403 円
公社債投資信託	単位型	17 本	25,347,632,809 円
合計		188 本	2,157,185,500,186 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,955,345	9,552,621
前払費用	173,318	234,646
未収委託者報酬	1,835,703	1,826,296
未収運用受託報酬	431,223	405,189
未収投資助言報酬	9,464	2,915
その他	8,832	4,723
流動資産合計	11,413,886	12,026,392
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 557,378	※1 507,278
器具備品	※1 241,461	※1 163,332
建設仮勘定	-	5,198
有形固定資産合計	798,839	675,809
無形固定資産		
ソフトウェア	241,134	184,197
ソフトウェア仮勘定	2,431	-
無形固定資産合計	243,565	184,197
投資その他の資産		
投資有価証券	3,966	1,913
長期差入保証金	300,000	300,000
長期前払費用	3,658	1,624
前払年金費用	474,192	505,299
繰延税金資産	6,588	-
投資その他の資産合計	788,405	808,836
固定資産合計	1,830,811	1,668,843
資産合計	13,244,698	13,695,236

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	1,536,275	2,114,281
未払金	1,152,842	1,123,545
未払手数料	694,754	719,561
その他未払金	458,087	403,984
未払費用	53,232	46,646
未払法人税等	253,325	196,044
未払消費税等	122,386	116,556
賞与引当金	191,394	196,498
前受収益	4,400	4,400
流動負債合計	3,313,856	3,797,972
固定負債		
資産除去債務	229,016	229,506
繰延税金負債	-	28,269
固定負債合計	229,016	257,775
負債合計	3,542,873	4,055,748
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,012,023	1,949,722
利益剰余金合計	5,104,024	5,124,763
株主資本合計	9,701,848	9,639,547
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△23	△59
評価・換算差額等合計	△23	△59
純資産合計	9,701,824	9,639,487
負債・純資産合計	13,244,698	13,695,236

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	8,393,214	8,777,428
受入手数料	40,555	45,394
運用受託報酬	2,510,105	2,378,824
投資助言報酬	59,261	21,832
その他収益	12,000	12,000
営業収益合計	11,015,136	11,235,478
営業費用		
支払手数料	2,517,590	2,660,380
広告宣伝費	41,242	36,916
公告費	1,000	450
調査費	2,550,720	2,547,977
調査費	1,131,594	1,225,558
委託調査費	1,419,125	1,322,418
委託計算費	484,829	494,351
営業雑経費	136,903	121,497
通信費	17,625	15,212
印刷費	100,775	86,903
協会費	10,503	11,119
諸会費	7,999	8,261
営業雑費	0	0
営業費用合計	5,732,285	5,861,573
一般管理費		
給料	2,200,486	2,198,223
役員報酬	93,407	102,855
給料・手当	1,645,768	1,587,532
賞与	429,004	475,077
その他報酬給与	32,306	32,758
賞与引当金繰入	191,394	157,354
法定福利費	347,614	354,122
福利厚生費	41,992	35,350
交際費	2,434	3,048
寄付金	23,204	39,333
旅費交通費	20,599	18,859
租税公課	77,990	77,795
不動産賃借料	446,030	444,213
退職給付費用	△ 169,112	42,092
固定資産減価償却費	199,671	206,057
事務委託費	514,821	507,633
諸経費	71,350	68,448
一般管理費合計	3,968,479	4,152,535
営業利益	1,314,371	1,221,369

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
営業外収益		
受取利息	98	5,793
受取配当金	41	160
投資有価証券償還益	330	128
保険契約返戻金・配当金	※1 2,098	※1 2,155
雑益	1,095	1,798
営業外収益合計	3,663	10,036
営業外費用		
投資有価証券売却損	-	7
投資有価証券償還損	215	173
為替差損	766	524
雑損失	2,125	268
営業外費用合計	3,107	973
経常利益	1,314,926	1,230,432
特別損失		
減損損失	-	※2 14,968
税引前当期純利益	1,314,926	1,215,464
法人税、住民税及び事業税	331,791	329,874
法人税等調整額	70,102	34,874
法人税等合計	401,893	364,748
当期純利益	913,033	850,715

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度　（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377
当期変動額					
剰余金の配当			△407,562	△407,562	△407,562
当期純利益			913,033	913,033	913,033
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	505,471	505,471	505,471
当期末残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△395	△395	9,195,981
当期変動額			
剰余金の配当			△407,562
当期純利益			913,033
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	371	371	371
当期変動額合計	371	371	505,842
当期末残高	△23	△23	9,701,824

当事業年度　（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848
当期変動額					
剰余金の配当			△913,016	△913,016	△913,016
当期純利益			850,715	850,715	850,715
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△62,300	△62,300	△62,300
当期末残高	83,040	3,092,001	1,949,722	5,124,763	9,639,547

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△23	△23	9,701,824
当期変動額			
剰余金の配当			△913,016
当期純利益			850,715
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△36	△36	△36
当期変動額合計	△36	△36	△62,337
当期末残高	△59	△59	9,639,487

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却方法
（1）有形固定資産
定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　6年～18年
器具備品　3年～20年
（2）無形固定資産
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準
（1）賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
（2）退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準
投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
建物	167,991千円	218,091千円
器具備品	326,602千円	398,589千円

（損益計算書関係）

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
保険契約返戻金・配当金	2,098千円	2,155千円

※2 減損損失関連費用

当社は次の資産グループについて減損損失を計上しました。

ソフトウエア	14,968千円

当社はすべての資産を一体としてグルーピングをしておりますが、2025年1月14日の経営会議における一部システムの解約の決議に伴い、当該システム利用に付随する資産については、別途グルーピングを実施しております。
当該資産グループは当該システムの解約が決定したことに伴い、除去が決定していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。当該資産グループの回収可能価額は他の転用や売却が困難であることから0円としております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	407,562,573円	21,579円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度　（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	850,708,254円	45,042円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
1年内	476,805	455,285
1年超	158,935	1,965,429
合計	635,740	2,420,715

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、１年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

前事業年度　（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）投資有価証券 その他有価証券	3,966	3,966	-
（2）長期差入保証金	300,000	270,690	△29,309
資産計	303,966	274,656	△29,309

当事業年度　（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）投資有価証券 その他有価証券	1,913	1,913	-
（2）長期差入保証金	300,000	253,900	△46,099
資産計	301,913	255,813	△46,099

（注）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度　（2024年3月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超１０年以内（千円）	１０年超（千円）
投資有価証券 その他有価証券のうち満期のあるもの	-	-	3,008	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	300,000	3,008	-

当事業年度　（2025年3月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超１０年以内（千円）	１０年超（千円）
投資有価証券 その他有価証券のうち満期のあるもの	-	-	970	-
長期差入保証金	-	-	300,000	-
合計	-	-	300,970	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度　（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	3,966	-	3,966
資産計	-	3,966	-	3,966

当事業年度　（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	1,913	-	1,913
資産計	-	1,913	-	1,913

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
投資有価証券　解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度　（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	270,690	270,690
資産計	-	-	270,690	270,690

当事業年度　（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	253,900	253,900
資産計	-	-	253,900	253,900

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
長期差入保証金　長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

（有価証券関係）
1. その他有価証券
前事業年度　（2024年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,211	1,000	211
小計	1,211	1,000	211
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,755	3,000	△245
小計	2,755	3,000	△245
合計	3,966	4,000	△33

当事業年度（2025年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,913	2,000	△87
小計	1,913	2,000	△87
合計	1,913	2,000	△87

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

区分	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
その他(投資信託)	992	-	7

3. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）
当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）
前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）
1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度
(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△231,980	千円
退職給付費用	△169,112	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△73,100	〃
前払年金費用の期末残高	△474,192	〃

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	817,801	千円
年金資産	△1,292,266	〃
	△474,465	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△474,192	〃
前払年金費用	△474,192	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△474,192	〃

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	△169,112	千円

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△474,192	千円
退職給付費用	42,092	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△73,199	〃
前払年金費用の期末残高	△505,299	〃

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	784,075	千円
年金資産	△1,289,647	〃
	△505,572	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△505,299	〃
前払年金費用	△505,299	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△505,299	〃

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	42,092	千円

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 （2024年3月31日）		当事業年度 （2025年3月31日）	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	58,605	千円	60,357	千円
未払事業税	18,407	〃	12,282	〃
資産除去債務	70,124	〃	72,340	〃
ソフトウェア	88,151	〃	72,897	〃
未払賃借料	10,592	〃	-	〃
その他	30,106	〃	36,191	〃
繰延税金資産小計	275,987	〃	254,068	〃
評価性引当額	△70,124	〃	△72,340	〃
繰延税金資産合計	205,863	〃	181,728	〃
繰延税金負債				
資産除去費用	△54,076	〃	△50,727	〃
前払年金費用	△145,197	〃	△159,270	〃
繰延税金負債合計	△199,274	〃	△209,997	〃
繰延税金資産の純額	6,588	〃	△28,269	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
前事業年度および当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」（令和5年法律第69号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の30.62%から、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により繰延税金資産は1,579千円増加、繰延税金負債は5,862千円増加し、法人税等調整額も4,283千円増加しております。

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（企業結合等関係）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要
本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時（１５年）としており、割引率は0.214%を適用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
期首残高	228,527　千円	229,016　千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-　〃	-　〃
時の経過による調整額	489　〃	490　〃
資産除去債務の履行による減少額	-　〃	-　〃
期末残高	229,016　〃	229,506　〃

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）の4.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度　（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への営業収益	8,393,214	40,555	2,510,105	59,261	12,000	11,015,136

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度　（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への営業収益	8,777,428	45,394	2,378,824	21,832	12,000	11,235,478

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　2023年4月１日　至　2024年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2024年4月１日　至　2025年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自　2023年4月１日　至　2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年4月１日　至　2025年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自　2023年4月１日　至　2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年4月１日　至　2025年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度　（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	50,000	生命保険業	(被所有)直接100	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	523,182	未収運用受託報酬	299,061
							支払手数料	592,043	未払手数料	204,453

当事業年度　（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	-	生命保険業	（被所有）直接100	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売	運用受託報酬	503,648	未収運用受託報酬	268,290
							支払手数料	648,559	未払手数料	230,821

（注1）取引条件ないし取引条件の決定方針等
運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。
（注2）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）	当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）
1株当たり純資産額	513,677円38銭	510,376円85銭
1株当たり当期純利益金額	48,341円91銭	45,042円38銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2.算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度（2024年3月31日）	当事業年度（2025年3月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	9,701,824	9,639,487
普通株式に係る純資産額（千円）	9,701,824	9,639,487
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）	当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）
当期純利益（千円）	913,033	850,715
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	913,033	850,715
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

（４）委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

（2025年3月31日現在）

名称	資本金の額（百万円）	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

（2025年3月31日現在）

名称	資本金の額（百万円）	事業の内容
楽天証券株式会社	19,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323	
三菱UFJ eスマート証券株式会社※1	7,196	
京銀証券株式会社	3,000	
マネックス証券株式会社	13,195	
松井証券株式会社	11,945	
株式会社京都銀行	42,103	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ＰａｙＰａｙ銀行株式会社	72,216	
全国信用協同組合連合会※2	118,875	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

※1　2025年2月1日付で、ａｕカブコム証券株式会社は、株式会社三菱UFJ銀行の完全子会社化に伴い、商号を三菱UFJ eスマート証券株式会社に変更いたしました。

※2　資本金額（出資金）は2024年3月31日時点のものです。全国信用協同組合連合会との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次ぎに関する契約書」に基づいて、取次登録金融機関(信用組合)の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

（２）販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

（2）販売会社

該当事項はありません。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

1. 名称、資本金の額及び事業の内容

（2025年3月31日現在）

名称	資本金の額（百万円）	事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3. 資本関係

該当ありません。

第３【その他】

（１）目論見書の表紙等に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー、投資家あるいは受益者向けメッセージ等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。

（２）交付目論見書の表紙に、以下の内容を記載することがあります。

・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨

・目論見書の使用開始日

・委託会社の金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額

・詳細情報の入手方法

①委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）、電話番号および受付時間等

②請求目論見書の入手方法および投資信託約款（以下「約款」という。）が請求目論見書に掲載されている旨

・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載する場合があります。

①届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

②届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

・商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律 （昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

（３）届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主たる内容を要約し、「１．ファンドの目的・特色」、「２．投資リスク」、「４．手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。

（４）交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。

（５）交付目論見書の「３．運用実績」に委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。またこれらのアドレスにアクセスすることにより最新の運用状況を入手できる旨を記載することがあります。

（６）請求目論見書に約款を掲載し、届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで届出書の内容とすることがあります。

（７）届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解に資するため、当該内容を説明した図表等を付加し、交付目論見書に記載することがあります。

（８）目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。

（９）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

（10）目論見書の別称として、次を用いることがあります。

「投資信託説明書（目論見書）」

「投資信託説明書（交付目論見書）」

「投資信託説明書（請求目論見書）」

（11）交付目論見書に金融商品取引法第37条の３の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年６月３日

明治安田アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　輪　登　信
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　林　広　樹

監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2025年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

　当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

２０２５年6月１３日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森重　俊寛

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田外国債券オープンの２０２４年４月１１日から２０２５年４月１０日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田外国債券オープンの２０２５年４月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。